

給水装置工事主任技術者に関する制度について

【第 6 回】

水道の諸課題に係る有識者検討会

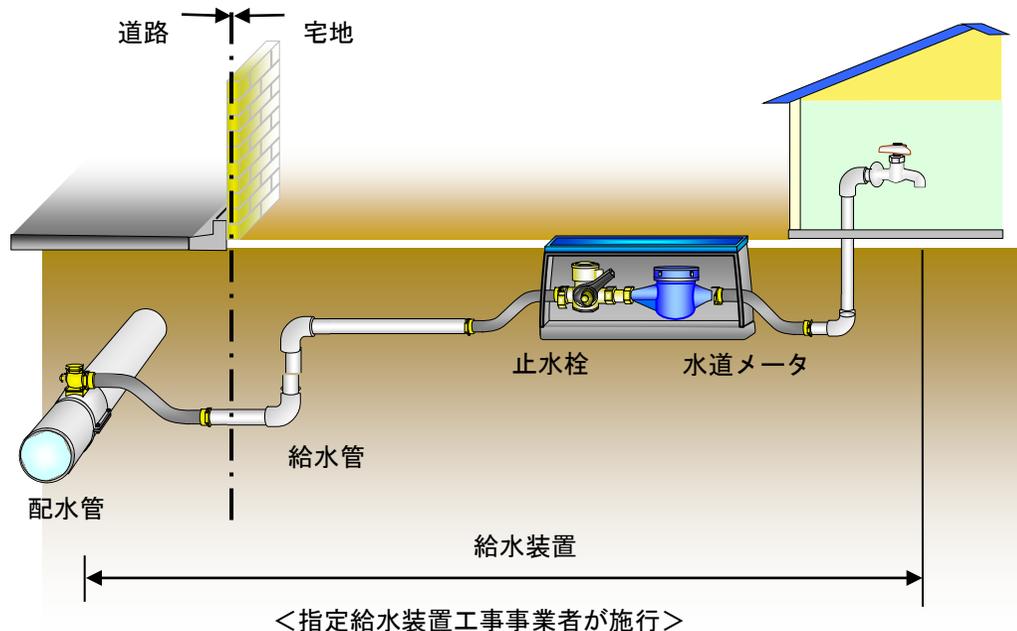
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 給水装置工事の概要

▶ 給水装置工事の概要は以下の通り。

給水装置工事の概要

- 給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及び給水用具（止水栓、水道メーター、給水栓（蛇口）等）をいう。
- 水道事業者により、給水装置工事を適正に施行できると認められる者として指定される者を、**指定給水装置工事事業者**といい、水道事業者は、供給規程（条例等）により、水の供給を受ける者の給水装置が、水道事業者又は**指定給水装置工事事業者**の施行した給水装置工事に係るものであることを、供給条件とすることができる。



2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

- ▶ 平成30年の水道法改正により、指定給水装置工事事業者制度の改善を図った。

これまでの経緯

- 従前は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していた。
- また、各水道事業者が「給水装置工事責任技術者」等の独自の資格制度を設けていた。
- 規制緩和の要請を受け、平成8年の水道法改正により、
 - ・ **給水装置工事主任技術者**の国家資格を創設。
 - ・ 全国一律の指定基準による**指定給水装置工事事業者**制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、**指定給水装置工事事業者**数が大幅に増加。
- 一方、一度指定を受ければ更新等の手続きは必要なく、**指定給水装置工事事業者**の事業の休廃止状況の把握が困難。また、所在不明な事業者が存在。
- 実態として、無届工事や不良工事が一定数発生していた。

※**指定給水装置工事事業者**制度：

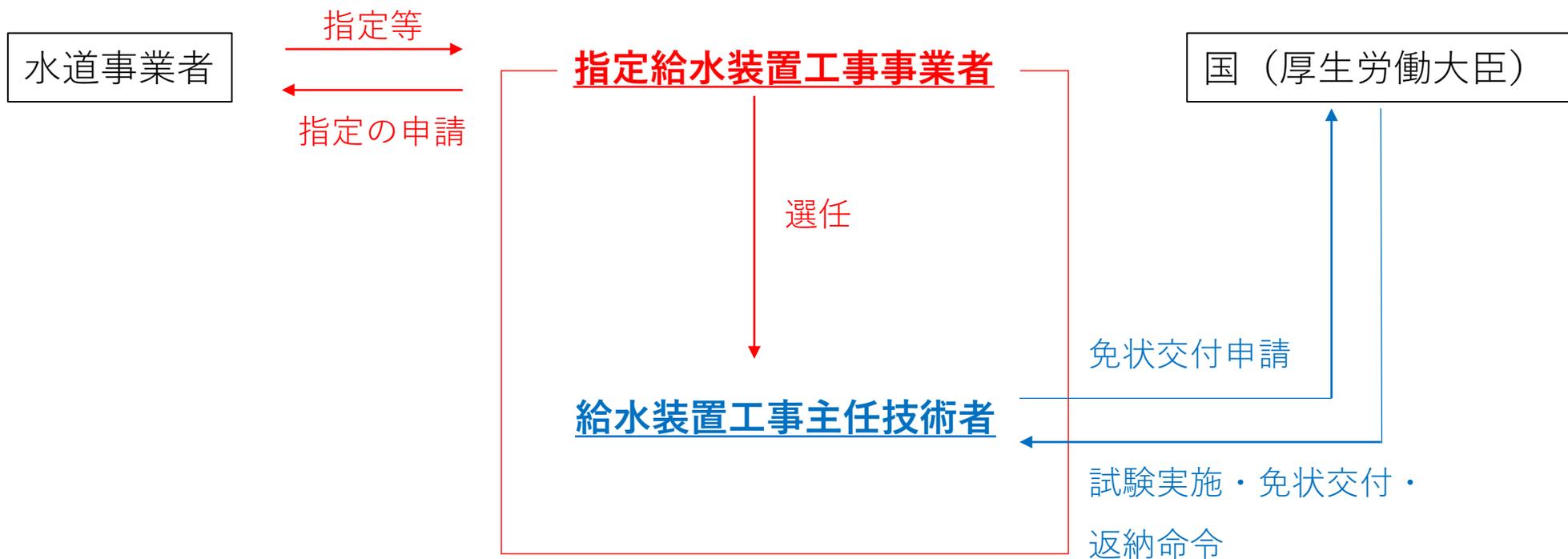
各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、供給規程（条例等）により、給水装置工事は**指定給水装置工事事業者**が行う旨を規定。

水道法の改正（平成30年）（法第25条の3の2）

- 工事を適正に行うための資質の保持や**指定給水装置工事事業者**の事業の休廃止状況の把握を図るため、**指定給水装置工事事業者**の指定の更新制（5年）を導入した。

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

- 給水装置工事事業者制度等の概要は以下の通り



< 給水装置工事事業者制度等の概要 >

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

- ▶ 平成8年の水道法改正により、指定の基準等について全国一律の要件とした。

給水装置工事事業者の指定の基準（水道法第25条の3）

- 事業所ごとに、**給水装置工事主任技術者**として選任されることとなる者を置く者であること
- 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること
- 欠格要件に該当しない者であること

給水装置工事主任技術者の職務（水道法第25条の4、水道法施行規則第23条）

- 給水装置工事に関する技術上の管理
- 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認
- 工事に関する水道事業者との連絡調整

給水装置工事主任技術者試験の受験資格（水道法第25条の6）

- 給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者

※「実務の経験」とは、工事の計画の立案、現場における監督、施工管理等指揮監督・管理する職務や、配管その他施工を実地に行う職務に従事した経験

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

- 平成30年の水道法改正により、指定給水装置工事事業者の更新制を導入した。
- 水道課長通知（R1.6.26）により、水道事業者が「更新時に確認することが望ましい事項」を周知した。

指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

- 水道事業者等が開催する講習会の受講実績を確認する。

指定給水装置工事事業者の業務内容

- 水道利用者に提供する**指定給水装置工事事業者**に関する情報の充実を図り水道利用者の利便性の向上を図るとともに、給水装置工事に係るトラブルを防止する観点から、指定給水装置工事事業者の業務内容について確認する。
例：営業時間等、漏水修繕等、対応工事等

給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

- 確認対象とする研修は、外部機関による研修※、事業所内訓練等の自社内研修が想定される。
※（公財）給水工事技術振興財団のe-ラーニング等
- ①水道法、②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報、③給水装置の事故事例と対策技術、④給水装置の維持管理、が含まれていることなど、**給水装置工事主任技術者**等の技術力の確保に資する内容であることを確認する。

適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- **指定給水装置工事事業者**が給水装置工事（配水管分岐～水道メーター）に従事した「適切に作業を行うことができる技能を有する者※」を確認する。
※ 各種資格保有者（ただし、配水管のせん孔、給水管接合等の作業経験が必要）

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

➤ 水道課長通知（R1.6.26）により、「更新時に確認することが望ましい事項」の活用方法についても周知した。

更新時に確認することが望ましい事項

- **指定給水装置工事事業者**の講習会の受講実績
- **指定給水装置工事事業者**の業務内容
- **給水装置工事主任技術者**等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

指導

- 確認した情報をもとに、**指定給水装置工事事業者**を指導することで、**指定給水装置工事事業者**の資質の保持を図る。

情報発信

- 水道利用者が**指定給水装置工事事業者**を選択する際に有用となるような情報について、定期的に提供することに努める。

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

➤ 指定給水装置工事事業者制度は更新制が導入された一方、給水装置工事主任技術者は更新制となっていない。

○指定給水装置工事事業者と給水装置工事主任技術者の比較

	指定給水装置工事事業者制度	給水装置工事主任技術者制度
種類	-	国家資格
指定方法	水道事業者へ申請	事業所ごとに免状交付者から選任
更新制	○：5年ごと	×
更新時の講習	△：義務付けなし (更新時に確認することが望ましい※)	×

※R1.6.26水道課長通知「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について」

2. 指定給水装置工事事業者制度等の概要

- ▶ 下水道分野では、排水設備工事責任技術者は地方公共団体の条例により概ね5年ごとの更新講習の受講が義務づけられている例が多い。

資格名	給水装置工事主任技術者	排水設備工事責任技術者
根拠	水道法第25条の4	標準下水道条例第6条の4
試験実施機関	指定試験機関（公益財団法人給水工事技術振興財団）	都道府県の下水道公社等（下水道管理者との協定等による）
主な職務	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事に関する技術上の管理 従事する者の技術上の指導監督 給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認など 	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理 従事者の指導監督及び排水設備の構造等に関する法令の規定に適合していることの確認 検査の立ち会い
有効期間	規定なし	条例により概ね5年
講習・研修	通知により指定事業者に対し、研修の受講機会の確保を要請している	条例により更新講習が義務づけられている例が多い

3. 水道法改正後の現状と課題

- 指定給水装置工事事業者の更新制の導入により、所在不明な事業者の廃止、違反行為件数の減少等、一定の効果が見られる。

指定給水装置工事事業者

従前は、所在不明な**指定給水装置工事事業者**の把握は困難であったが、R1～3年度で約10,000の事業者が更新申請せずに廃止となるなど、一定の効果が見られている。

- 指定給水装置工事事業者の総数：
H30：約237,000者 → R3：約227,000者
- 給水装置工事の違反行為件数
H30：約1,900件 → R3：約950件
- 指定給水装置工事事業者の処分件数
H30：1,430件 → R3：582件

3. 水道法改正後の現状と課題

▶ 一方、給水装置工事主任技術者の水道法違反は毎年一定数発生している。

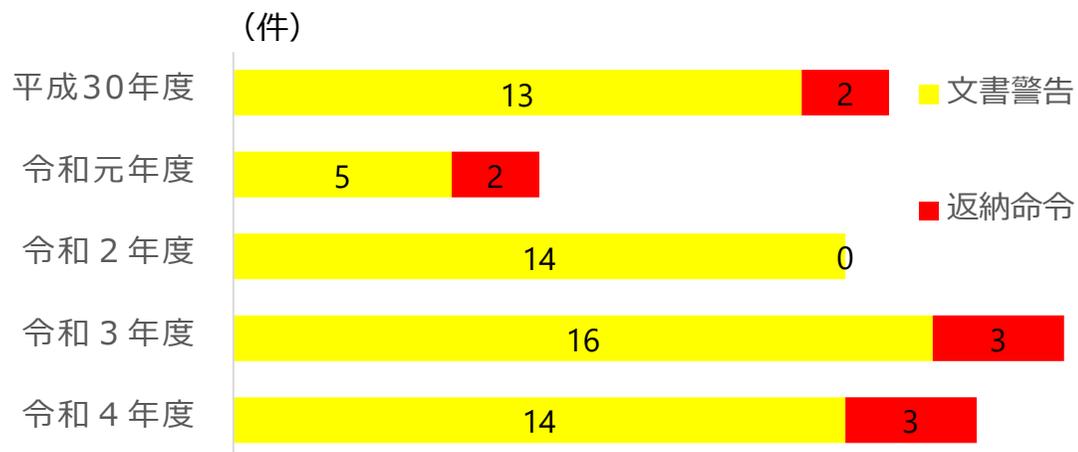
給水装置工事主任技術者

一方、**給水装置工事主任技術者**の水道法違反による文書警告や免状の返納命令は毎年一定数発生している。

○ 給水装置工事主任技術者の違反行為件数（文書警告・免状の返納命令）

H30：15件 → R4：17件

※ 免状の返納命令から1年を経過すれば免状の交付を受けることができる。（水道法第25条の5）



3. 水道法改正後の現状と課題

▶ 一方、給水装置工事主任技術者の水道法違反は毎年一定数発生している。

給水装置工事主任技術者の水道法違反事例

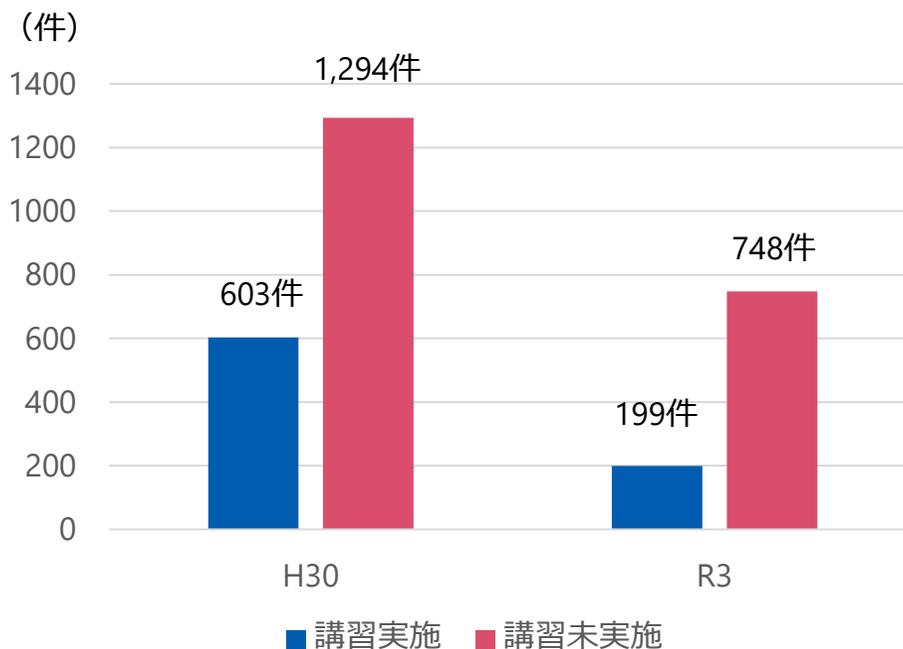
- 複数の給水装置工事において、あらかじめ水道事業者に申し込みをせず、水道事業者から承認を受けずに工事を行い、水道事業者への完了報告を行わなかった。
- 工事用の臨時給水を無断使用した。
- 自身が工事施工の監督等を行っていない現場であるにも関わらず、選任された給水装置工事主任技術者である旨の虚偽の書類を水道事業者に提出した。
- 水道事業者に届出をせずに、無断で水道メーター上流側の給水管を増径する改造工事を行った。
- 水道事業者の承認を受けずに、内部配管の施工、水道メーターの移設及び撤去などの工事を施行した。
- 給水管布設工事において、道路管理者の道路占用許可及び所轄警察署の道路使用許可を得ずに施工した。

3. 水道法改正後の現状と課題

- 指定給水装置工事事業者へ講習を実施している水道事業者では給水装置工事の違反行為件数が低くなっている。

講習実施有無による給水装置工事の違反行為件数

- 講習を実施している水道事業者の給水区域内における違反行為件数
H30： 603件 → R3：199件
- 講習未実施の水道事業者の給水区域内における違反行為件数
H30：1,294件 → R3：748件



4. 給水装置工事主任技術者のさらなる資質の向上に向けて

▶ 給水装置工事主任技術者に係る制度についても改善を検討すべきではないか。

方向性①

国家資格である給水装置工事主任技術者を更新制とすべきではないか。また、更新の際、講習を義務づけるべきではないか。

方向性②

免状の返納命令を受けた者は、再受験を必要とすべきか。または、返納命令を受けてから交付を受けられない期間を延長すべきか。

※免状の返納命令から1年を経過すれば免状の交付を受けることができる。（水道法第25条の5）

(参考) 指定給水装置工事事業者等に対する講習・研修の実施

➤ 厚生労働省では、水道事業者、指定給水装置工事事業者それぞれに対し研修の実施を要請している。

実施主体	水道事業者	指定給水装置工事事業者
根拠	水道課長通知 (H20.3.21給水装置工事事業者の指定制度等の適切な運用について)	水道法施行規則第36条 (事業の基準)
受講者	指定給水装置工事事業者の代表者	給水装置工事主任技術者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none">水道法令における給水装置に関連する規定の再確認行政や法令の動向に関する情報事故事例と防止のための留意事項需要者への維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項など	<ul style="list-style-type: none">給水装置及び工事法に関する最新の技術情報事故事例と対策技術故障・異常の原因と修繕工事法給水装置工事主任技術者の職務と役割
参考資料・研修	指定給水装置工事事業者研修テキスト2019 (日本水道協会)	給水装置工事主任技術者研修 (給水工事技術振興財団)

(参考) 指定給水装置工事事業者制度等の概要

- ▶ 平成30年の水道法改正により、指定給水装置工事事業者制度の改善を図った。

指定の有効期間

- 5年の指定の有効期間については、指定給水装置工事事業者の質の担保や複数の水道事業者へ指定の申請を行う給水装置工事事業者の事務負担を考慮し、全国一律の期間としている。
- そのため、地方公共団体の条例や規則において指定の有効期間の延長又は短縮はできない。

(注) 5年の指定の有効期間にかかわらず、水道事業者が指定給水装置工事事業者に対して、法第25条の3に基づく指定基準や法第25条の8に基づく事業の基準などを満たしていることを確認するために必要な報告を求めることを妨げるものではない。

更新の申請時期

- 水道事業者は、有効期間内における指定給水装置工事事業者からの更新の申請時期について自らの運用において合理的な範囲内で設定することが可能。
- その際、更新の申請を行う指定給水装置工事事業者が十分に時間的余裕をもって申請書の準備を行うことができるよう配慮していただくよう求めている。